

2006年9月7日

廿日市市長 山下 三郎 様

市民グループ・細見谷に大規模林道はいらない  
旧称・細見谷大規模林道建設の是非を問う住民投票を実現する会  
代表 金井塚 務

## 「広報はつかいち」の記事に関する訂正記事掲載について(申し入れ)

### 1. 記事の問題性について

2006年9月1日発行の「広報はつかいち」に掲載された、「人と森林(もり)をつなぐ道  
緑資源幹線林道の一日も早い実現を!」の記事には、以下に述べるように、事実誤認と情報の著  
しい片寄りがあります。

1)「環境保全の立場から、住民投票によりこの林道の整備を進めるか否かを問うべきと...」  
との記述は、このたび私たちが請求した内容とは異なる。

まず、私たちは「この公共事業の実施に当たって論点が3つある」として、1.環境は  
守られるのか、2.費用対効果は、3.地元の要望なのか、の3点を問題とした。「環境  
保全」だけを論点とはしていない。

さらに、私たちが「住民投票で問うべき」としたのは、「大規模林道(緑資源幹線林道)工  
事の是非」であり、「林道の整備を進めるか否か」ではない。現林道の適切な整備は、大規模  
林道建設に反対する市民グループがずっと主張してきたことである。(事実の歪曲)

2)住民投票条例制定請求に関する市長の意見書のみ掲載し、その意見の対象である「請求要  
旨」を掲載していない。(情報の著しい片寄り)

3)環境保全調査検討委員会のとりまとめ(報告書)に添付された2人の委員からの「意見書」  
について、重大な内容であるにもかかわらず全く触れていない。(情報の著しい片寄り)

4)8月18日に開催された期中評価委員会の意見を受けて、林野庁は、「溪畔林部分及び新設  
部分については、地元の学識経験者等の意見を聴取しつつ引き続き環境調査等を実施して  
環境保全対策を検討した後、改めて当該部分の取り扱いを緑資源幹線林道事業期中評価委  
員会に諮った上で決定することとする」という計画変更を行った。掲載の市長の意見書と相  
反する期中評価委員会の意見および林野庁の評価結果が公表されているにもかかわらず、  
それに触れていない。(事実隠蔽)

### 2. 訂正記事の掲載について(要求)

そもそも広報紙とは、住民の日常生活に必要な行政上の情報を、公平・公正な立場で掲載  
して広く市民に伝える、いわば住民サービスの一方法と理解しています。

しかしながら、当該記事は、論争中の課題について、一方の主張のみを取り上げるという  
公平・公正とはいえない難しい内容です。市民に対し、正確な情報を伝えるために、1)請求要旨全文、  
2)環境保全調査検討委員会の2人の委員からの付帯意見要旨、3)林野庁が計画変更を行っ  
た経過とその内容について を含む訂正記事を速やかに「広報はつかいち」に掲載し、広報  
することを求めます。